

# 課税事務共同化の検討状況

平成23年11月

京都地方税機構

## I 法人関係税（法人府民税、法人事業税（地方法人特別税含む）、法人市町村民税）

### 1 現状

- 業務関係
  - ・ 機構と構成団体の業務分担を整理済み
  - ・ 機構での業務処理の運用マニュアルを作成中
  - ・ 申告書受付、データ入力等業務の外部委託契約締結済み
- システム関係
  - ・ 機構側システム（法人関係税等支援システム）は、整備済み
  - ・ 構成団体側システムは、改修（整備）済み
  - ・ 構成団体からの移行データテスト中

### 2 今後の予定

- 業務関係
  - ・ 機構での業務処理の運用マニュアルを作成（～24年1月初旬）
  - ・ プレ申告書作成、封入封かん業務の外部委託契約締結（12月初旬）
  - ・ 執務場所整備（～12月末）
  - ・ 納税者、関係機関への広報
- システム関係
  - ・ 移行データのテストを経て、システム連携テスト、運用リハーサル用データ移行（～12月末）
  - ・ 本番運用リハーサルを経て、本番用データ移行（24年1月）
- 24年2月プレ申告書の作成発送業務から共同処理を行い、一部事務開始
- 24年4月から申告書の受付等本格事務開始

## Ⅱ その他の税目（個人住民税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税）

### 1 共同化の方向（検討案）

#### （1）共通事項

- 課税資料の収集・管理、データ入力、税額算出（納税通知書作成）等の事務を機構で処理
- 賦課決定、減免決定、不服申立の裁決等判断行為及び収納管理は構成団体で処理
- 移管業務量等を考慮し、機構での事務処理範囲を段階的に拡大

#### （2）各税目事項

- 個人住民税
  - ・ 住民税申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書等の課税資料及びeLTAX申告データ、国税連携データを機構事務局に設置する申告センター（仮称）で一括受付
  - ・ 機構システムにデータを取り込み税額算出、納税通知書作成
  - ・ 課税データを構成団体との間で連携
- 固定資産税（償却資産）
  - ・ 償却資産申告書及びeLTAX申告データを申告センターで一括受付
  - ・ 機構システムにデータを取り込み課税データ作成（納税通知書作成時期については、別途検討）
  - ・ 課税データを構成団体との間で連携
  - ・ 申告内容、未申告事案の实地調査を実施
- 軽自動車税
  - ・ 申告書を申告センターで一括受付
  - ・ 機構システムにデータを取り込み税額算出、納税通知書作成
  - ・ 課税データを構成団体との間で連携

### 2 今後の予定

- 機構及び構成団体での業務処理内容を確定
- 機構システムの整備、構成団体側システムの改修
  - ・ 機構と構成団体がデータ連携をするためのシステム改修
  - ・ 申告書等を画像データ化し、管理・検索やOCR処理をするためのイメージ管理システムの検討
- 段階的共同処理業務拡大の整理

# 京都府内の

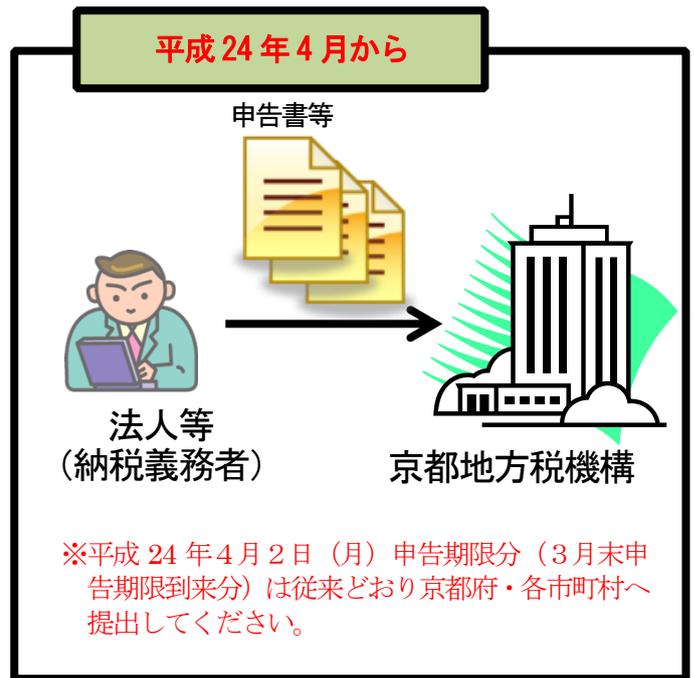
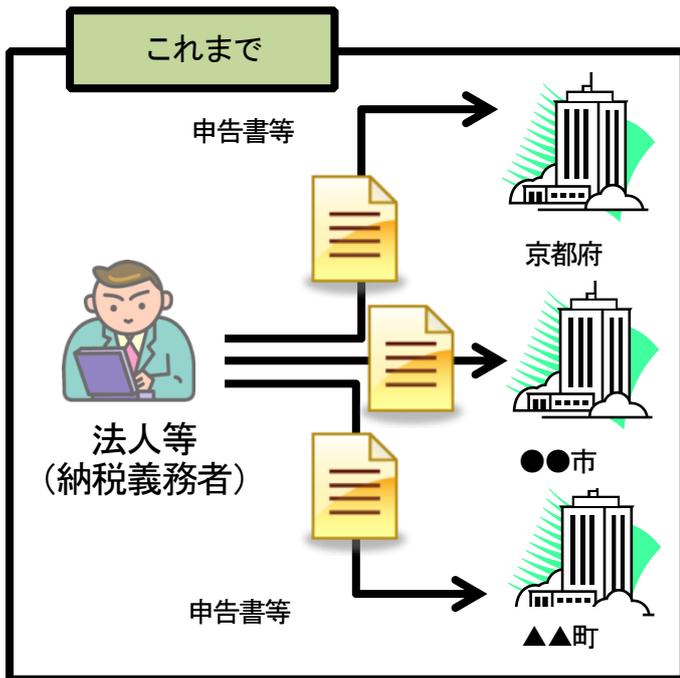
京都市への提出分を除く

## 法人府民税・事業税の申告書等の 法人市町村民税の申告書等の 提出先が変わります

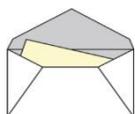
平成24年4月から

法人府民税・事業税(地方法人特別税含む)及び法人市町村民税の申告書や届出書は**京都地方税機構**に提出(郵送可)をお願いします。

これまで申告書等は京都府及び事業所等があるそれぞれの市町村に提出していただいていたのですが、平成24年4月からは京都地方税機構に申告書等を一括して提出できることや提出窓口を拡大することで納税者の方々の利便性の向上を図ります。



### 平成24年4月からの申告書等提出先



〒602-8054  
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2  
京都府庁西別館 4階

京都地方税機構 申告センター

裏面もごらんください

【MAP】京都府庁位置図

申告センター  
(京都府庁西別館4階)



## Q&A

Q：京都地方税機構って何ですか？

A：納税者の利便性向上と公平で公正な税務行政を目指して平成21年8月に設立された広域連合（特別地方公共団体）です。京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を共同して行うこととしています。

Q：京都地方税機構で何を行うのですか？

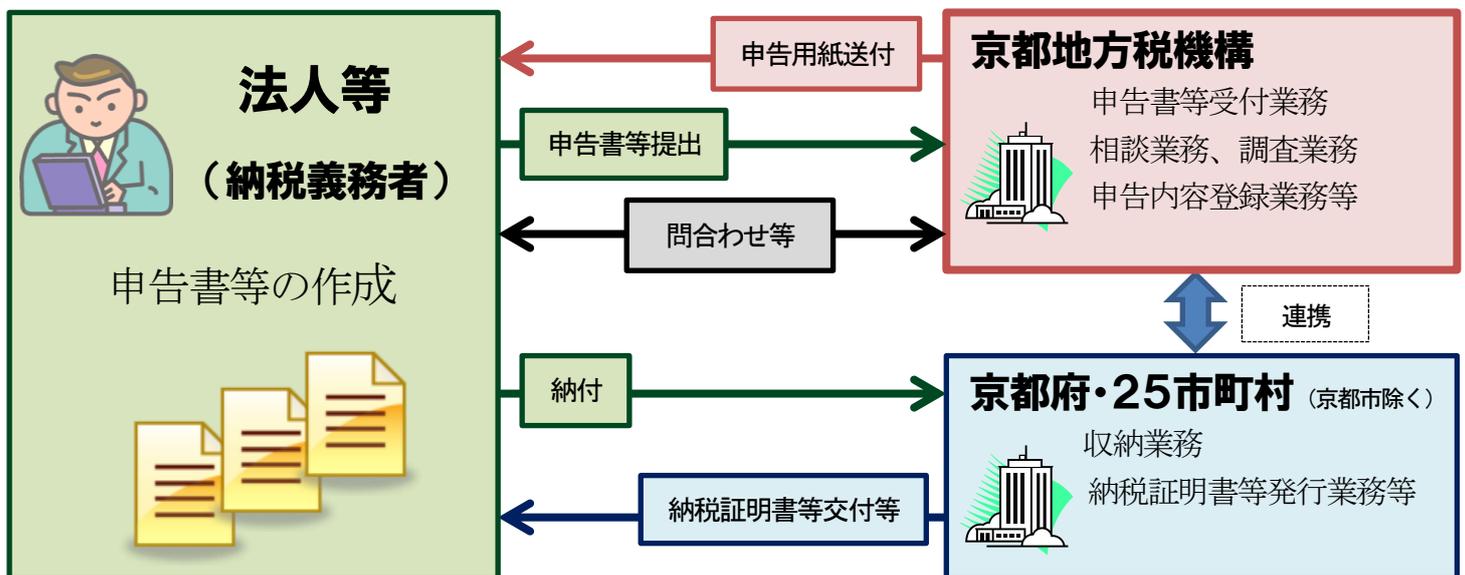
A：京都地方税機構は平成22年1月から京都府や市町村から滞納事案の移管を受け徴収業務を行っています。平成24年4月からは法人府民税・事業税及び法人市町村民税の申告書等の用紙の一括発送や受付のほか、申告内容の登録や調査を行うなど、京都府及び各市町村が税額を決定するための各種事務を行うこととしています。

Q：京都府や市役所、町村役場に申告書等を提出できなくなるの？

A：京都府や市役所、町村役場へもそれぞれ提出していただけますが、できるだけ京都地方税機構に提出をお願いします。

Q：京都市へ提出している法人市民税の申告書等はどうすればいいの？

A：これまでどおり京都市に提出してください。



※納付手続、還付手続、納税証明書の発行はこれまでどおり京都府及び各市町村において行います。

### この案内に関するお問合せ先(平成24年3月31日まで)

#### 京都地方税機構事務局

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL:075-414-4499

FAX:075-411-1551

<http://www.zeimukyodoka.jp/>

※平成24年4月1日以降のお問合せ先は申告センターになります。

### eLTAX(エルタックス)のご案内

法人府民税・事業税（地方法人特別税含む）及び法人市町村民税の申告・申請・届出のほか固定資産税（償却資産）の申告、個人住民税（給与支払報告書）の報告もインターネットで行えます。是非こちらをご利用ください。

詳しくはeLTAX（エルタックス）ホームページをごらんください。

<http://www.eltax.jp/>

※eLTAX（電子申告）の提出先はこれまでどおり京都府・各市町村です。